

資料編

- 1 . 金融目的別出融資承諾状況の推移
- 2 . 地域別出融資承諾状況の推移
- 3 . 地域別保証承諾状況の推移
- 4 . 保証状況の推移
- 5 . 金融目的別出融資実行状況の推移
- 6 . 金融目的別回収状況の推移
- 7 . 金融目的別出融資残高の推移
- 8 . 地域別出融資残高の推移
- 9 . 連続国際金融等勘定貸借対照表
- 10 . 連続国際金融等勘定損益計算書
- 11 . 連続海外経済協力勘定貸借対照表
- 12 . 連続海外経済協力勘定損益計算書
- 13 . 海外経済協力業務実施方針
- 14 . 海外経済協力業務運営協議会議事概要

地域分類内訳国・地域について

- ・本業務報告書の表記及び内訳国・地域は以下のとおり。

地 域 名		当 該 地 域 に 含 ま れ る 国 等
ア ジ ア	東アジア	中華人民共和国、香港、朝鮮民主主義人民共和国、大韓民国、マカオ（澳門）、モンゴル国、台湾
	東南アジア	ブルネイ・ダルサラーム国、カンボジア王国、東ティモール、インドネシア共和国、ラオス人民民主共和国、マレーシア、ミャンマー連邦、フィリピン共和国、シンガポール共和国、タイ王国、ベトナム社会主義共和国
	南アジア	アフガニスタン、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、インド、モルディブ共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、スリランカ民主社会主義共和国
	中央アジア・コーカサス	アルメニア共和国、アゼルバイジャン共和国、グルジア、カザフスタン共和国、キルギス共和国、タジキスタン共和国、トルクメニスタン、ウズベキスタン共和国
大 洋 州	オーストラリア、クック諸島、フィジー諸島共和国、キリバス共和国、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦、ナウル共和国、ニューカレドニア、ニュージーランド、北マリアナ諸島、パラオ共和国、パプアニューギニア、サモア独立国、ソロモン諸島、トンガ王国、ツバル、バヌアツ共和国	
ヨーロ ッ パ	中東欧・ロシア	アルバニア共和国、ベラルーシ共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア共和国、クロアチア共和国、チェコ共和国、エストニア共和国、ハンガリー共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、セルビア・モンテネグロ、モルドバ共和国、ポーランド共和国、ルーマニア、ロシア連邦、スロバキア共和国、スロベニア共和国、ウクライナ
	西ヨーロッパ	アンドラ公国、オーストリア共和国、ベルギー王国、チャンネル諸島、キプロス共和国、デンマーク王国、フィンランド共和国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国（英国）、ギリシャ共和国、アイスランド共和国、アイルランド、イタリア共和国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルグ大公国、マルタ共和国、モナコ公国、オランダ王国、ノルウェー王国、ポルトガル共和国、サンマリノ共和国、スペイン、スウェーデン王国、スイス連邦

地域名		当該地域に含まれる国等
中 東		バーレーン国、イラン・イスラム共和国、イラク共和国、イスラエル国、ヨルダン・ハシミテ王国、クウェート国、レバノン共和国、オマーン国、西岸・ガザ（パレスチナ自治区）、カタール国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、トルコ共和国、アラブ首長国連邦、イエメン共和国
アフリカ	サハラ以北	アルジェリア民主人民共和国、エジプト・アラブ共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、モロッコ王国、チュニジア共和国
	サハラ以南	アンゴラ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、カメルーン共和国、カーボベルデ共和国、中央アフリカ共和国、チャド共和国、コモロ・イスラム連邦共和国、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、コートジボワール共和国、ジブチ共和国、赤道ギニア共和国、エチオピア連邦民主共和国、ガボン共和国、ガンビア共和国、ガーナ共和国、ギニア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、レソト王国、リベリア共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モーリシャス共和国、モザンビーク共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ナイジェリア連邦共和国、ルワンダ共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、セネガル共和国、セイシェル共和国、シエラレオネ共和国、ソマリア民主共和国、南アフリカ共和国、スーダン共和国、スワジランド王国、タンザニア連合共和国、トーゴ共和国、ウガンダ共和国、ザンビア共和国、ジンバブエ共和国、エリトリア国
北 米		カナダ、アメリカ合衆国（米国）
中 南 米		アンティグア・バーブーダ、オランダ領アンティル、アルゼンチン共和国、バハマ国、バルバドス、ベリーズ、バミューダ諸島、ボリビア共和国、ブラジル連邦共和国、英領バージン諸島、ケイマン諸島、チリ共和国、コロンビア共和国、コスタリカ共和国、キューバ共和国、ドミニカ国、ドミニカ共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、グレナダ、グアテマラ共和国、フランス領ギアナ、ガイアナ協同共和国、ハイチ共和国、ホンジュラス共和国、ジャマイカ、ニカラグア共和国、パナマ共和国、パラグアイ共和国、ペルー共和国、プエルトリコ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、スリナム共和国、トリニダード・トバゴ共和国、メキシコ合衆国、米領バージン諸島、ウルグアイ東方共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国

1. 金融目的別出融資承諾状況の推移

(単位：億円、%)

		12年度			13年度			14年度			15年度		
		件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
国際金融 等業務	輸 出	51	1,740	16	45	1,788	14	36	1,949	18	35	1,162	11
	(船舶)	(-)	(-)	(-)	(2)	(437)	(3)	(6)	(496)	(5)	(-)	(-)	(-)
	(プラント)	(51)	(1,740)	(16)	(42)	(1,348)	(11)	(27)	(1,450)	(14)	(34)	(1,161)	(11)
	(技術提供)	(-)	(-)	(-)	(1)	(2)	(0)	(3)	(2)	(0)	(1)	(1)	(0)
	輸 入	28	3,214	30	46	1,360	11	6	277	3	7	1,334	12
	(資源)	(4)	(2,758)	(25)	(13)	(340)	(3)	(6)	(277)	(3)	(7)	(1,334)	(12)
	(製品)	(24)	(455)	(4)	(33)	(1,020)	(8)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	投 資	94	5,237	48	121	6,861	54	139	6,805	64	143	7,294	67
	(資源)	(45)	(3,450)	(32)	(37)	(3,794)	(30)	(35)	(2,232)	(21)	(40)	(4,537)	(42)
	(一般)	(49)	(1,787)	(16)	(84)	(3,067)	(24)	(104)	(4,573)	(43)	(103)	(2,757)	(25)
	アンタイドローン等	4	674	6	5	2,599	21	6	1,568	15	6	1,041	10
	(アンタイドローン)	(4)	(674)	(6)	(5)	(2,599)	(21)	(6)	(1,568)	(15)	(6)	(1,041)	(10)
	(ブリッジローン)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	出 資	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小 計	177	10,864	100	217	12,608	100	187	10,598	100	191	10,831	100	
海外経済 協力業務	円 借 款	68	6,674	99	58	6,878	100	46	5,531	100	62	5,877	100
	海 外 投 融 資	3	50	1	-	-	-	1	5	0	-	-	-
	(貸付)	(1)	(5)	(0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	(出資)	(2)	(45)	(1)	(-)	(-)	(-)	(1)	(5)	(0)	(-)	(-)	(-)
小 計	71	6,724	100	58	6,878	100	47	5,536	100	62	5,877	100	
合 計	248	17,589	-	275	19,486	-	234	16,134	-	253	16,708	-	

2. 地域別出融資承諾状況の推移

(単位：億円、%)

		12年度			13年度			14年度			15年度		
		件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
国際金融 等業務	アジア	52	2,722	25	68	3,970	31	84	3,507	33	94	3,918	36
	(東アジア)	(6)	(73)	(1)	(19)	(922)	(7)	(26)	(329)	(3)	(49)	(677)	(6)
	(東南アジア)	(42)	(2,221)	(20)	(43)	(2,739)	(22)	(56)	(3,126)	(29)	(40)	(1,675)	(15)
	(南アジア)	(3)	(383)	(4)	(-)	(-)	(-)	(1)	(49)	(0)	(-)	(-)	(-)
	(中央アジア・コーカス)	(1)	(45)	(0)	(6)	(309)	(2)	(1)	(2)	(0)	(5)	(1,566)	(14)
	大洋州	23	15	0	24	339	3	21	307	3	25	817	8
	ヨーロッパ	7	790	7	18	1,923	15	5	319	3	20	1,339	12
	(西ヨーロッパ)	(3)	(461)	(4)	(9)	(557)	(4)	(1)	(102)	(1)	(-)	(-)	(-)
	(中東欧・ロシア)	(4)	(329)	(3)	(9)	(1,366)	(11)	(4)	(216)	(2)	(20)	(1,339)	(12)
	中東	11	3,095	28	5	196	2	7	1,268	12	13	2,336	22
	アフリカ	8	246	2	19	1,101	9	6	349	3	8	374	3
	北米	31	897	8	49	1,919	15	2	182	2	1	32	0
	中南米	43	3,303	30	33	1,962	16	52	2,672	25	29	1,851	17
	国際機関等	-	-	-	-	1,198	10	-	-	-	-	-	-
	その他	2	20	0	1	1	0	10	1,996	19	1	164	2
小計	177	10,864	100	217	12,608	100	187	10,598	100	191	10,831	100	
海外経済 協力業務	アジア	57	5,560	83	52	6,165	90	43	5,292	96	55	5,284	90
	(東アジア)	(26)	(2,205)	(33)	(15)	(1,614)	(23)	(13)	(1,212)	(22)	(25)	(967)	(16)
	(東南アジア)	(19)	(2,441)	(36)	(31)	(3,488)	(51)	(12)	(2,163)	(39)	(21)	(2,853)	(49)
	(南アジア)	(10)	(685)	(10)	(6)	(1,063)	(15)	(17)	(1,668)	(30)	(8)	(1,250)	(21)
	(中央アジア・コーカス)	(2)	(229)	(3)	(-)	(-)	(-)	(1)	(250)	(5)	(1)	(214)	(4)
	大洋州	1	54	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ヨーロッパ	1	256	4	1	129	2	-	-	-	1	97	2
	(西ヨーロッパ)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	(中東欧・ロシア)	(1)	(256)	(4)	(1)	(129)	(2)	(-)	(-)	(-)	(1)	(97)	(2)
	中東	1	75	1	-	-	-	1	120	2	-	-	-
	アフリカ	5	315	0	3	305	4	2	118	2	5	460	8
	北米	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中南米	5	454	7	2	279	4	-	-	-	1	36	1
	国際機関等	-	-	-	-	-	-	1	5	0	-	-	-
	その他	1	12	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	71	6,724	100	58	6,878	100	47	5,536	100	62	5,877	100	
合計	248	17,589	-	275	19,486	-	234	16,134	-	253	16,708	-	

(注) 平成13年度の国際機関等向け実績は、既存の貸付契約の増額変更であることから、統計上新規承諾件数として計上していない。

3. 地域別保証承諾状況の推移

(単位：億円、%)

	12年度			13年度			14年度			15年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
アジア	0	220	19	2	402	46	1	578	17	4	292	12
(東アジア)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(1)	(19)	(1)
(東南アジア)	(1)	(220)	(19)	(2)	(402)	(46)	(1)	(578)	(17)	(3)	(273)	(11)
(南アジア)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(中央アジア・コーカサス)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
大洋州	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ヨーロッパ	1	117	10	-	-	-	7	169	5	-	-	-
(西ヨーロッパ)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(3)	(117)	(4)	(-)	(-)	(-)
(中東欧・ロシア)	(1)	(117)	(10)	(-)	(-)	(-)	(4)	(52)	(2)	(-)	(-)	(-)
中 東	3	462	39	-	-	-	-	21	1	2	197	8
アフリカ	1	53	4	-	-	-	1	24	1	-	-	-
北 米	-	-	-	-	-	-	19	1,345	40	13	1,009	42
中南米	3	331	28	3	471	54	8	1,199	36	6	911	38
国際機関等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	8	1,183	100	5	873	100	36	3,335	100	25	2,409	100

(注) 平成14年度の中東向け輸入の実績は、既存の貸付契約の増額変更であることから、統計上新規承諾件数として計上していない。

4 . 保証状況の推移

(単位：億円)

	12年度		13年度		14年度		15年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
保証承諾	9	1,183	5	873	36	3,335	25	2,409
保証実行	34	1,291	32	1,697	53	2,406	40	2,418
保証解除	32	421	37	608	68	1,623	81	1,137
保証残高	66	4,253	73	5,556	94	6,305	116	7,457

(注) 保証実行：本行が承諾したもののうち、民間金融機関の貸付が行われたもの。

保証解除：民間金融機関貸付の返済が行われることにより、本行にとって保証対象が減少したもの。

5 . 金融目的別出融資実行状況の推移

(単位：億円、%)

		12年度		13年度		14年度		15年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
国際金融 等業務	輸 出	1,318	15	1,866	14	1,213	11	2,185	19
	(船舶)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(551)	(5)
	(プラント)	(1,318)	(15)	(1,863)	(14)	(1,208)	(11)	(1,632)	(14)
	(技術提供)	(-)	(-)	(3)	(-)	(5)	(0)	(2)	(0)
	輸 入	1,394	16	2,323	18	1,115	10	588	5
	(資源)	(922)	(10)	(1,314)	(10)	(1,115)	(10)	(588)	(5)
	(製品)	(473)	(5)	(1,009)	(8)	(-)	(-)	(-)	(-)
	投 資	3,474	39	5,906	45	6,441	56	6,766	60
	(資源)	(1,630)	(18)	(2,948)	(23)	(2,306)	(20)	(4,700)	(42)
	(一般)	(1,845)	(21)	(2,958)	(23)	(4,135)	(36)	(2,065)	(18)
	アンタイドローン等	2,720	31	2,937	23	2,720	24	1,755	16
	(アンタイドローン)	(2,720)	(31)	(2,937)	(23)	(2,720)	(24)	(1,755)	(16)
	(ブリッジローン)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	出 資	-	-	-	-	-	-	-	-
小 計	8,907	100	13,031	100	11,489	100	11,294	100	
海外経済 協力業務	円 借 款	6,953	100	6,559	100	5,959	100	6,296	100
	海 外 投 融 資	13	0	18	0	7	0	3	0
	(貸付)	(8)	(0)	(5)	(0)	(2)	(0)	(-)	(-)
	(出資)	(4)	(0)	(12)	(0)	(5)	(0)	(3)	(0)
小 計	6,966	100	6,576	100	5,966	100	6,299	100	
合 計		15,873	-	19,608	-	17,455	-	17,593	-

6 . 金融目的別回収状況の推移

(単位：億円、%)

		12年度		13年度		14年度		15年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
国際金融 等業務	輸 出	2,922	18	2,168	13	1,649	9	1,948	12
	(船舶)	(21)	(0)	(23)	(0)	(24)	(0)	(23)	(0)
	(プラント)	(2,809)	(17)	(2,061)	(13)	(1,533)	(8)	(1,831)	(11)
	(技術提供)	(92)	(1)	(85)	(1)	(91)	(0)	(95)	(1)
	輸 入	1,425	9	1,612	10	1,044	5	923	6
	(資源)	(536)	(3)	(754)	(5)	(159)	(1)	(314)	(2)
	(製品)	(889)	(5)	(858)	(5)	(885)	(5)	(609)	(4)
	投 資	6,897	43	9,091	56	8,402	44	7,371	46
	(資源)	(1,856)	(11)	(2,079)	(13)	(1,884)	(10)	(2,108)	(13)
	(一般)	(5,042)	(31)	(7,012)	(43)	(6,518)	(34)	(5,263)	(33)
	アンタイドローン等	4,959	31	3,208	20	8,057	42	5,699	36
	(アンタイドローン)	(4,959)	(31)	(3,208)	(20)	(8,057)	(42)	(5,699)	(36)
	(ブリッジローン)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	出 資	-	-	-	-	-	-	-	-
政府ベース借款	42	0	41	0	38	0	32	0	
小 計	16,245	100	16,120	100	19,189	100	15,973	100	
海外経済 協力業務	円 借 款	3,007	99	3,492	98	3,969	95	5,135	100
	海 外 投 融 資	24	1	77	2	190	5	23	0
	(貸付)	(24)	(1)	(52)	(1)	(188)	(5)	(17)	(0)
	(出資)	(-)	(-)	(25)	(1)	(2)	(0)	(6)	(0)
小 計	3,031	100	3,569	100	4,159	100	5,158	100	
合 計		19,276	-	19,688	-	23,348	-	21,130	-

7. 金融目的別出融資残高の推移

(単位：億円、%)

		12年度		13年度		14年度		15年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
国際金融 等業務	輸 出	15,002	15	15,275	14	14,832	15	14,834	16
	(船舶)	(116)	(0)	(107)	(0)	(83)	(0)	(597)	(1)
	(プラント)	(14,579)	(14)	(14,942)	(14)	(14,608)	(15)	(14,224)	(16)
	(技術提供)	(307)	(0)	(227)	(0)	(142)	(0)	(12)	(0)
	輸 入	7,361	7	8,221	8	8,275	8	7,826	9
	(資源)	(2,757)	(3)	(3,455)	(3)	(4,393)	(5)	(4,557)	(5)
	(製品)	(4,603)	(4)	(4,766)	(5)	(3,881)	(4)	(3,268)	(4)
	投 資	41,431	40	42,392	40	40,159	41	37,911	42
	(資源)	(12,765)	(12)	(14,929)	(14)	(15,215)	(16)	(17,123)	(19)
	(一般)	(28,666)	(28)	(27,462)	(26)	(24,944)	(26)	(20,788)	(23)
	アンタイドローン等	38,258	37	38,388	36	33,071	34	29,079	32
	(アンタイドローン)	(38,258)	(37)	(38,388)	(36)	(33,071)	(34)	(29,079)	(32)
	(ブリッジローン)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	出 資	11	0	11	0	11	0	-	-
政府ベース借款	1,340	1	1,300	1	1,270	1	1,220	1	
小 計	103,403	100	105,588	100	97,618	100	90,870	100	
海外経済 協力業務	円 借 款	106,866	98	109,982	98	112,265	99	113,198	99
	海 外 投 融 資	1,860	2	1,801	2	1,617	1	1,592	1
	(貸付)	(309)	(0)	(262)	(0)	(76)	(0)	(58)	(0)
	(出資)	(1,551)	(1)	(1,538)	(1)	(1,541)	(1)	(1,533)	(1)
小 計	108,726	100	111,783	100	113,882	100	114,790	100	
合 計		212,129	-	217,371	-	211,501	-	205,660	-

8. 地域別出融資残高の推移

(単位：億円、%)

		12年度		13年度		14年度		15年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
国際金融 等業務	アジア	51,322	50	51,873	49	43,827	45	38,104	42
	(東アジア)	(10,830)	(10)	(11,333)	(11)	(9,005)	(9)	(7,524)	(8)
	(東南アジア)	(35,880)	(35)	(35,765)	(34)	(30,255)	(31)	(25,553)	(28)
	(南アジア)	(3,513)	(3)	(3,581)	(3)	(3,356)	(3)	(2,815)	(3)
	(中央アジア・コーカス)	(1,099)	(1)	(1,194)	(1)	(1,211)	(1)	(2,212)	(2)
	大洋州	1,802	2	1,765	2	1,632	2	1,560	2
	ヨーロッパ	8,762	8	7,991	8	7,294	7	7,100	8
	(西ヨーロッパ)	(4,824)	(5)	(3,341)	(3)	(2,739)	(3)	(2,038)	(2)
	(中東欧・ロシア)	(3,939)	(4)	(4,650)	(4)	(4,555)	(5)	(5,062)	(6)
	中東	6,616	6	8,310	8	9,130	9	9,598	11
	アフリカ	3,638	4	3,564	9	3,233	3	3,306	4
	北米	10,462	10	10,153	10	8,290	8	6,717	7
	中南米	15,666	15	16,431	16	16,556	17	16,343	18
	国際機関等	5,099	5	5,466	5	5,885	6	6,121	7
	その他	35	0	35	0	1,771	2	2,022	2
小計	103,403	100	105,588	100	97,618	100	90,870	100	
海外経済 協力業務	アジア	85,850	79	88,668	79	90,748	80	92,400	80
	(東アジア)	(16,815)	(15)	(17,262)	(15)	(17,264)	(15)	(17,653)	(15)
	(東南アジア)	(47,067)	(43)	(48,287)	(43)	(49,322)	(43)	(49,839)	(43)
	(南アジア)	(21,059)	(19)	(22,017)	(20)	(22,785)	(20)	(23,275)	(20)
	(中央アジア・コーカス)	(909)	(1)	(1,102)	(1)	(1,377)	(1)	(1,633)	(1)
	大洋州	472	0	486	0	473	0	452	0
	ヨーロッパ	226	0	273	0	328	0	452	0
	(西ヨーロッパ)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	(中東欧・ロシア)	(226)	(0)	(273)	(0)	(328)	(0)	(452)	(0)
	中東	5,709	5	5,569	5	5,460	5	5,351	5
	アフリカ	9,916	9	10,004	9	10,002	9	9,734	8
	北米	-	-	-	-	-	-	-	-
	中南米	6,433	6	6,674	6	6,760	6	6,294	5
	国際機関等	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	119	0	109	0	111	0	107	0
小計	108,726	100	111,783	100	113,882	100	114,790	100	
合計	212,129	-	217,371	-	211,501	-	205,660	-	

9 . 連続国際金融等勘定貸借対照表

(単位：百万円)

	11年度下期末	12年度末	13年度末	14年度末	15年度末
< 資産の部 >					
貸付金	11,217,177	10,339,144	10,557,681	9,760,698	9,086,993
(貸付金)	(6,411,228)	(5,671,767)	(5,438,564)	(4,778,099)	(4,281,845)
(外貨貸付金)	(4,805,949)	(4,667,377)	(5,119,117)	(4,982,599)	(4,805,148)
出資金	1,141	1,141	1,141	1,141	-
有価証券	-	105,419	-	-	-
現金預け金	318,700	297,529	378,697	228,712	185,185
未収収益	135,265	123,555	94,314	92,585	68,881
雑勘定	136,776	262,918	32,413	15,752	82,024
動産不動産	21,511	22,438	21,557	20,761	20,230
繰延勘定	4,325	3,721	3,577	2,836	2,916
支払承諾見返	342,517	425,345	555,564	630,498	745,734
貸倒等引当金	-	35,830	36,281	52,950	48,570
合計	12,177,411	11,545,381	11,608,662	10,700,034	10,143,392
< 負債及び資本の部 >					
借入金	8,698,573	8,031,601	7,574,649	6,606,964	6,027,018
債券	1,413,161	1,366,036	1,610,564	1,643,298	1,616,318
未払費用	139,719	123,823	82,302	59,254	51,081
雑勘定	10,854	2,466	147,642	105,690	3,807
貸倒等引当金	38,439	-	-	-	-
支払承諾	342,517	425,345	555,564	630,498	745,734
(負債合計)	(10,643,263)	(9,949,271)	(9,970,721)	(9,045,705)	(8,443,958)
資本金	985,500	985,500	985,500	985,500	985,500
準備金	503,351	523,287	564,231	608,336	638,582
積立金	5,424	5,424	-	-	-
当年度利益金	39,873	81,898	88,211	60,492	75,352
(資本合計)	(1,534,148)	(1,596,109)	(1,637,942)	(1,654,329)	(1,699,434)
合計	12,177,411	11,545,381	11,608,662	10,700,034	10,143,392

(注) 11年度下期～13年度は国際協力銀行の国際金融等勘定総括貸借対照表を、14年度以降は国際金融等勘定貸借対照表を掲載している。

10. 連続国際金融等勘定損益計算書

(単位：百万円)

	11年度下期	12年度	13年度	14年度	15年度
< 利益 >					
経常収益	316,022	587,243	479,583	384,412	344,283
貸付金利息	259,373	506,920	390,975	285,925	218,856
保証料	724	2,017	2,417	2,746	3,084
預け金利息	4,807	12,721	8,713	3,813	1,679
受入雑利息	9,333	15,606	33,834	49,357	62,714
受入手数料	1,462	3,414	3,247	2,373	1,819
外国為替益	616	7,561	3,847	2,931	772
有価証券益	6	129	5	-	-
雑益	157	436	716	986	2,409
貸倒等引当金戻入	39,544	38,439	35,830	36,281	52,950
合計	316,022	587,243	479,583	384,412	344,283
< 損失 >					
経常費用	276,149	505,345	391,371	323,919	268,931
借入金利息	126,620	221,951	185,804	161,240	123,266
債券利息	44,702	89,671	75,561	54,338	42,444
支払雑利息	53,779	125,370	70,359	29,317	23,774
事務費	8,009	15,409	15,573	15,445	15,261
動産不動産減価償却費	502	1,106	1,289	1,112	976
支払手数料	1,008	2,551	2,915	3,307	3,630
外国為替損	2,493	12,065	2,126	4,133	5,088
出資金処分損	-	-	-	-	1,141
貸付金償却	-	-	-	316	2,359
債券発行差金償却	526	1,073	1,084	1,060	746
債券発行費償却	63	222	338	624	746
雑損	9	97	39	78	930
貸倒等引当金繰入	38,439	35,830	36,281	52,950	48,570
当年度利益金	39,873	81,898	88,212	60,492	75,352
合計	316,022	587,243	479,583	384,412	344,283

(注) 11年度下期～13年度は国際協力銀行の国際金融等勘定総括損益計算書を、14年度以降は国際金融等勘定損益計算書を掲載している。

11. 連続海外経済協力勘定貸借対照表

(単位：百万円)

	11年度下期末	12年度末	13年度末	14年度末	15年度末
< 資産の部 >					
貸付金	10,304,056	10,717,516	11,024,438	11,234,105	11,325,655
出資金	154,651	155,092	153,842	154,129	153,336
現金預け金	94,883	67,020	49,614	59,533	34,677
未収収益	100,026	96,516	108,829	127,988	81,255
雑勘定	534	540	544	563	581
動産不動産	6,976	7,824	7,568	7,335	7,218
繰延勘定	30	25	20	15	10
貸倒等引当金	-	34,640	35,084	401,962	401,819
合計	10,661,157	11,009,894	11,309,771	11,181,706	11,200,915
< 負債及び資本の部 >					
借入金	4,791,238	4,783,312	4,699,831	4,611,717	4,365,907
債権	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
未払費用	16,247	17,509	17,636	17,677	17,222
雑勘定	743	1,032	1,342	2,299	2,650
貸倒等引当金	7,881	-	-	-	-
(負債合計)	(4,841,110)	(4,826,853)	(4,743,808)	(4,656,694)	(4,410,780)
資本金	5,694,444	6,000,744	6,285,244	6,504,344	6,704,644
積立金	90,799	125,602	182,296	280,719	20,667
当年度利益金 (は当年度損失金)	34,803	56,694	98,423	260,052	64,823
(資本合計)	(5,820,047)	(6,183,041)	(6,565,964)	(6,525,012)	(6,790,135)
合計	10,661,157	11,009,894	11,309,771	11,181,706	11,200,915

12. 連続海外経済協力勘定損益計算書

(単位：百万円)

	11年度下期	12年度	13年度	14年度	15年度
< 利益 >					
経常収益	140,604	276,590	303,326	294,109	704,513
貸付金利息	131,347	265,295	264,912	255,505	269,047
受取配当金	251	2,215	2,646	2,632	2,307
一般会計より受入	-	-	-	-	30,000
預け金利息	5	62	13	4	0
受入雑利息	1	1	1	0	0
受入手数料	426	657	683	606	630
外国為替益	-	-	106	3	-
有価証券益	1	8	-	-	-
雑益	1,151	471	324	275	566
貸倒等引当金戻入	7,422	7,881	34,640	35,084	401,962
当年度損失金	-	-	-	260,052	-
合計	140,604	276,590	303,326	554,161	704,513
< 損失 >					
経常費用	105,800	219,896	204,903	554,161	639,690
借入金利息	91,989	173,103	156,644	139,377	121,090
債券利息	372	740	740	740	740
支払雑利息	0	2	4	-	-
事務費	4,805	9,322	9,358	9,302	9,200
動産不動産減価償却費	131	340	502	445	395
支払手数料	618	1,564	1,787	2,027	2,225
外国為替損	-	-	210	0	-
出資金処分損	-	-	543	-	420
貸付金償却	-	-	-	-	103,114
債券発行差金償却	3	5	5	5	5
雑損	1	179	26	303	682
貸倒等引当金繰入	7,881	34,640	35,084	401,962	401,819
当年度利益金	34,803	56,694	98,423	-	64,823
合計	140,604	276,590	303,326	554,161	704,513

13. 海外経済協力業務実施方針

国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）第二十三条第2項第一号の業務（以下、「円借款業務」という。）を、我が国の外交政策及びその他の関連する政策に即応しつつ、効果的かつ効率的に実施するため、同法第二十六条に基づき定める国際協力銀行の平成14年4月1日から平成17年3月31日までの海外経済協力業務実施方針を、ODA大綱やODA中期政策をはじめとする政府開発援助（ODA）に関する基本方針・政策を踏まえつつ、以下の通り定めます。

はじめに

（1）円借款の基本的性格と機能

< ODAの必要性 >

資源・エネルギー、食料等を海外に依存している我が国にとって、国際社会の安定と持続的発展は極めて重要な課題です。相互依存関係がますます深まる今日、開発途上国の動向が国際社会全体の安定と繁栄に様々な面で大きな影響を与えています。例えば、1997年に発生したアジア通貨・経済危機は、我が国経済を含む世界経済全体に深刻な困難を引き起こしました。また、開発途上国の貧困問題が要因の一つと考えられる地域紛争やテロが国際社会の安定や平和に重大な影響を及ぼしています。さらに、地球規模で環境等の悪化が進んでおり、今後の開発途上国の貧困や人口増加、急速な開発が、国際社会を巡る困難な状況を一層深刻化させることが懸念されます。

こうしたことから、開発途上国の持続的な発展を実現し、貧困や環境問題を克服していくことは、我が国を含む国際社会の安定と持続的発展にとって重要な課題といえます。

国際社会からは、その重要な一員である我が国に対して、開発途上国をめぐる課題に引き続き積極的な貢献を行って欲しいとの期待が寄せられています。このような国際貢献を行うことは、我が国に対する国際社会からの厚い信頼を得るのみならず、開発途上国との友好的な二国間関係を構築することにも繋がります。このように、軍事的手段を有しない我が国にとって、政府開発援助（ODA）は、国際社会の重要な課題を克服するとともに国際貢献を果たし、国益を実現していくための重要な手段です。

< 円借款の基本的考え方 >

我が国ODAの中で、円借款は、大きな柱として、開発途上国の経済社会の開発とその経済の安定に貢献しています。

円借款は、開発途上国の主体性（オーナーシップ）に基づく持続的な成長への自助努力を支援します。開発途上国が、民間経済活動の活性化と雇用の創出を通じて経済的自立を達成し、それとともに貧困削減と環境改善を実現していくためには、自らその国内資源（人材や資金を含む広い意味での資源）の積極的な利用と適切な政策や制度づくりを実施し、

持続的成長に向けた主体的な取組みを行うことが必要です。円借款は、このような開発途上国の主体的取組みを支援するべく、資金の不足を補うとともに持続的な発展に必要な制度づくりを含む知的協力を行います。

< 円借款の特徴 >

我が国のODAの中で超長期・低利の貸し付けである円借款は、以下のような特徴を有しており、こうした観点から開発途上国の経済社会開発に効果的な貢献をすることができます。実際、円借款は、これまでアジア地域を中心とした開発途上国の経済社会の開発及びその経済の安定に貢献するとともに、これら諸国における我が国との貿易・投資等の拡大による経済交流の促進に寄与してきました。

- 超長期・低利とはいえ、借入国である開発途上国には資金を返済する義務があることから、開発途上国に対して、資金の効率的な利用や、健全なマクロ経済運営等、将来の返済を確保しようとする主体的な取組みを促す特徴があります。
- 超長期・低利の貸付であることから、開発の意義や公共性が高いにも拘わらず、収益性・商業性が低いために民間資金では対応困難な事業を支援することができます。
- 開発途上国から資金が返済されることから、わが国にとっては、少ない国民負担で効率的に援助を実施することができます。このため、その分規模の大きな支援が可能であり、開発途上国の経済成長・環境改善・社会開発等への効果が高い大型事業に対する支援も行うことができます。
- 円借款業務で蓄積されてきた開発援助に関する知識・経験を活用し、資金面の協力と開発途上国に対する知的協力を組み合わせることにより、我が国の知見・技術を開発途上国の開発に効果的に結びつけることができます。

(2) 円借款を取り巻く最近の状況

近年は、以下に見られるとおり、我が国の厳しい財政事情、ODAに対する国民の問題意識の高まり、グローバル化が進展する中での先進国・開発途上国間、開発途上国内での所得格差の拡大等、円借款を取り巻く状況が大きく変化しています。円借款業務においては、このような状況を踏まえて適切に対応していくことが重要であると考えています。

日本の厳しい財政・経済事情

我が国国内においては、長引く厳しい経済情勢と困難な財政事情の下で、円借款を含むODAに対する見直しへの声が高まっています。こうした状況を反映して、平成12年度以降ODA予算が縮減される中、一層効果的かつ効率的な実施が求められています。このような観点から、案件形成や選定において、事業の開発計画における位置付け、費用対効果、事業費の妥当性、実施機関の実施能力など事業計画の内容の適切性や事業達成の見込

みをより厳格に審査することはもとより、事業実施中の案件監理を充実させ、円借款事業の迅速かつ円滑・適正な実施に努めることが求められています。また、円借款事業の意義や具体的内容を国民に対して説明し、国民の理解を得る必要性が一層高まっています。

開かれた円借款への期待

円借款が有効かつ効率的に供与されているか、また、どの程度効果を上げているか等について、我が国国民への情報公開を一層進め、更には国民参加が可能なより開かれた円借款業務の実施が強く求められています。

開発途上国によって理解される円借款の要請

厳しい経済状況の中で外国を援助するにあたり、納税者である我が国国民からは、開発途上国の人々に円借款事業が我が国からの支援であることがもっとよく知られ、その支援が開発途上国の経済社会の開発とその経済の安定に役立っていることを理解してもらえよう「顔の見える援助」を実施して欲しいとの要請が高まっています。

環境及び社会問題への一層の配慮への要請

開発途上国の経済・社会インフラの整備を図ることを目的とする開発事業において、開発と環境のバランスをとった持続可能な発展を実現するため、自然環境や住民移転問題などの環境及び社会問題に一層の配慮を行う必要性が高まっています。

貧困問題と所得格差の拡大

国際社会においては、情報通信の飛躍的な進歩や経済のグローバル化の進展に伴い、一層の発展の機会が生み出されています。しかし、一方で、こうした恩恵を受けるために必要な基礎的な条件が整っていない貧しい地域が多く残されており、依然として「世界の人口 60 億人のうち、約 2 分の 1 の人々が 1 日 2 ドル未満、約 5 分の 1 の人々が 1 日 1 ドル未満で生活している」(世界銀行)状況にあります。更に、不平等や所得格差は一層拡大し、貧困問題は開発援助の最も重要な課題となっています。また、このような貧困問題や不平等の拡大は、国際紛争やテロリズム発生の要因の一つと考えられ、この観点からも貧困削減に向けた国際的な取組みが強化されつつあります。

地球規模問題の深刻化

現在、この地球上では、地球温暖化や酸性雨などの地球環境問題、エネルギー問題、食料問題、水資源問題、人口問題、エイズなどの感染症の問題等が発生しています。これらの問題は、各国それぞれの対応では十分な効果が上がらず、国際社会が協調して取り組むべき地球規模問題として大きな課題となってきています。地球規模問題は、開発途上国の貧しい人々にも大きな影響を与えますが、それにとどまらず、例えば、今後 100 年間で最大約 5.8 度の気温上昇が見込まれる(気候変動に関する政府間パネル: IPCC)など、我が国を含む国際社会全体の安定と持続可能な発展に深刻な影響を及ぼしうるものでもあり

ます。

債務問題に対する関心の高まり

重債務貧困国とされている一部の開発途上国については、過去の借り入れによる債務負担が開発の障害となっているほか、当該借入国の信用低下を招き、民間投資の減少をもたらしているとの指摘がなされ、これらの国や一部の先進国等から債務削減への要求・支持があります。その結果、当該借入国の債務管理の強化や援助機関の債務負担能力の審査を充実させるとともに、債務負担の重い国に対する融資についてはより慎重に検討することが求められています。

国際的な援助協調の進展

所得格差の拡大や地球規模問題の深刻化等に見られるように、開発の課題が複雑・多様化する中で、援助の需要が高まっていますが、先進国からの援助資金は大幅な伸びを期待できない状況にあります。こうした中、開発途上国政府のオーナーシップの下、国際機関、二国間援助機関等の開発関係者の間で国際援助協調を促進し、援助の効率と効果を高めていこうとする取組み（開発パートナーシップ）が進められています。

1. 円借款業務の基本的方向

円借款の性格・機能とそれを取り巻く我が国内外の最近の状況を踏まえ、以下の3つの基本的方向に沿って円借款を実施します。

（1）各国の多様な開発ニーズを踏まえた選択的な支援

開発途上国における経済社会開発に対処するために必要な方策は、各国の経済発展段階・社会経済体制や歴史・宗教・文化的背景や自然環境等により異なるばかりでなく、開発途上国の援助吸収能力やその政策の実施状況により異なります。円借款業務においては、厳しい財政状況の下、より効果的かつ効率的な支援を行うため、各国毎の状況をよりの確にとらえ、開発途上国との対話を通じ、開発ニーズの高い分野で優先度の高い事業を選択し、こうした分野の事業に支援を集中させます。

また、円借款においては、比較的経済発展が進み民間資金により電力、運輸、通信等の経済・社会インフラの整備が可能な国については、民間資金等との役割分担を考慮しつつ、より収益性の低い貧困削減、人材育成、環境、保健・医療などの分野に重点を移します。

これら比較的経済発展が進んだ国では、都市と地方との所得格差の拡大を背景に、地方の貧困層の流入による都市のスラム化、環境悪化等、貧困問題や環境問題が深刻化しています。このため、これらの国では、持続的発展を達成するために、貧困削減、人材育成、環境、保健・医療等の社会開発分野の開発に力を入れており、これらの分野で多額の開発

資金が必要となっています。

(2) 知的協力の推進

開発援助の効果を最大限発現させるためには、開発事業に資金を供与するだけでは十分ではありません。開発政策・制度が適切に策定・運営され、事業の運営維持管理体制等がしっかりと整備されることが必要です。円借款業務においては、開発効果を一層高めるために資金供与と並行して、政策・制度改善、組織強化、事業の運営維持管理の改善等について、開発途上国との緊密な対話を通じ、知的協力を積極的に推進します。

(3) 開かれた円借款業務の推進

< 情報公開 >

円借款業務に関する透明性を確保し、我が国の国民や国際社会に対する説明責任を果たしていくため、積極的かつ迅速な情報公開を進めます。

< 国民参加 >

円借款業務では、我が国国民の経験や知見を反映し、日本国民の志が伝わる国際協力を実施するため、国際貢献の機会がさらに拡大することを望んでいる我が国の団体・機関等に更なる活躍の機会を開拓しつつ、より幅広い層の国民の参加を得る体制づくりを推進します。

< 広報 >

円借款に関する我が国内外の理解を深めるため、広報活動を積極的に推進します。

< 開発パートナーシップの強化 >

開発援助の現場では、我が国を含む多数の二国間の援助機関、国際機関等が支援を行っており、NGOなどの市民社会の援助活動、地域の住民との連携も重要性を増しています。さらに、最近では我が国の地方自治体も、都市間協力等を通じ、国際協力を実施する等、より多くの機関や団体が開発援助に参加しています。それぞれの機関・団体は、それぞれに得意な分野を有しており、これらの機関・団体等とのパートナーシップを強化することにより、一層効果的な開発援助の実施に努めていきます。

2. 重点分野

「円借款業務の基本的方向」を踏まえ、以下の分野を重視し、円借款業務を実施します。

(1) 貧困削減への対応の強化

開発援助において、所得格差の是正を含む貧困問題への対応は最も重要な課題の一つです。開発途上国において貧困問題を克服していくためには、持続可能な経済成長の確保が不可欠です。このような観点から、円借款業務においては、開発途上国の経済成長を促進するべく、その成長を下支えする経済社会インフラ整備を引き続き重点的に支援し、それを通じ貧困削減に対応していきます。今後とも、経済成長に向けたインフラ整備への支援には引き続き積極的に取り組んでいく考えですが、同時に、貧困層への直接的支援にもより積極的に取り組み、貧困削減への対応を強化していきます。

貧困層への支援としては、従来から、開発途上国において多くの貧困層を抱えている農村地域での基盤整備（灌漑、農村道路、農村電化、上下水道施設の整備等）や小規模金融等、貧困層の雇用・所得の機会増加のための支援、貧困層による就業機会へのアクセスを可能とする職業教育等、貧困層の人材育成のための支援等を行ってきました。今後は、こうした支援を更に推進するとともに、より効果的かつ効率的な支援の実施のため、NGO等との連携を図りつつ、貧困層による案件形成、実施、維持・管理への参加を促進するよう努めます。その際、貧困の状況は国または地域毎に異なることから、その要因及び対策を適切に分析し、貧困削減の効果が高い支援を重視します。

なお、こうした貧困層への支援を行うに当たっては、その事業の成功が後続案件を誘発するようなパイロット性、モデル性の高い事業を実施します。また、開発途上国自らの取組みが強化されるよう、開発途上国政府の政策・制度の改善、実施能力の強化にも特に配慮して対応します。

(2) 経済成長に向けた基盤整備

経済成長を促進し、雇用・所得の機会を増加させることは、貧困削減の必要条件でもあります。また、多くの開発途上国において、経済社会活動の基盤となる電力、運輸、灌漑、上下水道等の施設・設備（経済・社会インフラ）の不備が経済成長の大きな阻害要因となっています。このため、引き続き、経済・社会インフラを整備し、経済成長を促進するための支援を実施します。また、こうした経済成長を安定的に達成していくために必要となる中小企業を育成し、裾野産業を強化する支援を実施します。

これらの支援にあたっては、開発途上国のニーズの高い優先事業を選定するとともに、開発援助の効果を極大化するために開発政策の改善、事業完成後の運営・維持管理体制の改善に向けて、開発途上国政府に積極的に助言・提言を行う知的協力を実施します。また、国やセクターによっては、近年、民間部門の役割が高まっていることを受け、各開発途上

国の状況に応じて、民間資金での対応が可能な分野については、民間による実施、民活・民営化の促進のための知的協力を行います。

(3) 環境改善・公害防止への支援

経済成長に伴い、産業活動や都市生活から生ずる大気汚染、水質汚濁、廃棄物等の公害の発生や都市人口の増加などに伴う都市環境の悪化が深刻化しています。公害防止や都市環境改善について豊富な経験をもつ我が国は、こうした分野でより効果的に貢献していくことが可能です。

円借款業務においては、我が国技術の移転や経験の積極的な活用を図り、大気汚染防止システム、下水処理システム、廃棄物処理システムなどの公害防止の施設や環境負荷の小さいリサイクルなど環境にやさしい生産技術の導入などを通じ、都市環境改善への積極的な支援を行います。その際、公害防止や都市環境改善に豊富な経験をもつ我が国の地方自治体等との連携を強化することに努めます。

(4) 地球規模問題への対応

地球温暖化や酸性雨などの地球環境問題、エネルギー問題、食料問題、水資源問題、人口問題、エイズなどの感染症の問題など、我が国を含む国際社会に重大な影響を及ぼしうる地球規模問題について、積極的に取り組みます。

地球環境問題については、風力、バイオマスなどの再生可能エネルギー導入への積極的な支援、我が国の優れた省エネルギーや省資源の分野における技術の移転などを通じ、二酸化炭素などの排出を抑制し、地球環境への負荷を小さくするような国際的取組みに貢献します。また、森林などの環境保全に資する支援を積極的に実施します。

エネルギー、食料、水資源、人口、エイズを含む感染症などの問題については、国際的な取組みに参加し積極的に貢献するとともに、こうした問題に対する有効な取組み、円借款としての効果的な支援についての調査・企画を進めます。

(5) 人材育成の支援

人材育成は、貧困層・社会的弱者の政治・社会参加や所得向上を促進するために不可欠であり、開発を支える幅広い人的資本の確保という点で経済成長への大きな推進力となるものです。従って、人材育成への支援は経済効果が高く、円借款業務においても積極的に人材育成への支援を実施していきます。

初等中等教育や基礎的な職業教育は、生活に必要な基本的な知識と技能を学び、雇用機会を拡大させることを通じて貧困の削減を促すとともに、保健や環境に関する基礎的な教育を通じ、健康状態の改善、人口増加の抑制、環境保全等の課題に効果的に対応することができます。さらに、高等教育や職業教育は、国の発展を担う人材を育てることにより、

経済発展の基盤づくりに大きく貢献します。こうした観点から、初等教育から高等教育、職業教育まで広く人材育成に対する支援を行います。従来から、円借款業務においては、教育プログラム、留学生、校舎の建設等の支援を実施してきました。今後は、それらとともに、我が国の職業教育をはじめとする質の高い教育制度の普及の経験を活用しつつ、開発途上国の教育制度の整備・改革や教員の研修・養成を含めて開発途上国の人材育成を積極的に支援します。

(6) 開発途上国の I T 化への支援

国際社会の情報技術 (I T) の進展は、経済社会の効率化となって現れていますが、一方で「デジタル・ディバイド」と呼ばれる情報格差をもたらしています。情報格差の是正は結果として所得格差の是正に貢献すること、また、I T の活用が円借款事業の効率化につながることから、I T の普及に向けた支援を行います。

従来から、円借款業務においては、I T 活用促進の基盤となる情報通信分野に対する支援として、主に通信インフラの整備を行ってきました。今後とも、民間資金での対応が困難な国・地方において、通信インフラの整備を支援するとともに、I T が幅の広い分野に活用可能な手段であることを踏まえ、貧困、教育、保健医療、環境等、様々な分野における I T の活用や、情報システム導入を通じた事業実施機関の組織能力強化などの可能性について、調査・企画を進め、より効率的・効果的な開発援助の実現に努めます。

(7) 地方開発への支援

開発途上国においては、大都市圏と地方との所得水準、生活水準等の地域間格差が拡大しつつあります。また、大都市圏への過度の人口流入の進行や工場等の産業の集中は、他方で大都市圏での貧困問題や環境問題を生み出しています。こうした問題を緩和するため、地方への産業の分散化を進めるなど、地方開発や地域間格差是正が開発途上国の重要な政策課題となっています。このような観点からも、地方都市における上下水道、電力、運輸等の基盤整備が効果的な対処法の一つです。

円借款業務においては、国毎に大都市圏への過度の人口流入や産業集中、地域間格差にかかる要因を分析し、それに応じた支援を実施します。その際、各々の地方がもつ自然環境や歴史的・文化的特色を活かしつつ、地方の住民が誇れる地方開発に留意します。

3 . 重点地域及び地域・国別方針

円借款による支援対象地域としては、我が国と地理的・歴史的・経済的その他あらゆる面で特に緊密な関係を有しているアジア地域を引き続き重点地域とし、地域・国別方針に従って重点的に支援を行うこととします。

(1) 東アジア地域及び東南アジア地域

同地域は、我が国にとり、近隣諸国として歴史的に緊密な関係を有しているのみならず、政治・経済両面において密接な相互依存関係を有しており、引き続き重点的に支援を実施します。円借款は、同地域の経済発展を支援し、その開発において大きな役割を担っています。今後は、より効果的な円借款事業を実施するため、資金面での協力に加え、各開発途上国との政策対話を通じ、開発政策の企画立案から実施にいたるまで、より積極的に知的協力をを行い、同地域全体の持続的成長の実現に貢献します。

なお、開発の潜在力が大きいメコン河流域開発については、各国の債務状況を含む開発事情に留意しつつ地域開発の促進を重視します。

インドネシア

政治・経済・社会の変革期にあるインドネシアは、経済改革を通じた持続的成長軌道への回復努力を続けており、それに不可欠な経済インフラ整備を重点分野とするとともに、既往案件の円滑な実施を重視します。こうした支援を通じて、経済・財政の安定化、並びに、各種改革の促進への貢献を図ります。支援の実施にあたっては、改革の実施状況に留意するとともに、同国の債務水準及び債務負担能力に十分留意します。また、同国が開始した地方分権の動向を注視しつつ、他の援助機関と協調し借入国との政策対話を深めるとともに、地方分権化の下での実施体制強化等に対する知的協力を重視します。

中国

W T O加盟など改革・開放政策の深化により開発課題が多様化している中国については、2001年に策定された対中経済協力計画を踏まえ、環境保全、人材育成、貧困対策を重点分野とします。他の援助機関などと連携を図りながら、同国が地球規模の問題に対処するための支援、同国の市場経済化促進、日中間の相互理解の促進、内陸部の民生向上に資する協力を留意した案件形成などに取り組みます。政策面での知的協力も重視します。

タイ

タイは、都市環境の悪化への対応、地域間格差・所得格差の是正、人材の育成という課題を抱えています。こうした状況から、環境改善を含めた都市機能の整備、地方開発の促進、人材育成を重点分野とします。こうした支援にあたっては、地域住民、利害関係者との合意形成に十分留意するとともに、これらの点についての配慮をタイ政府や事業実施機関に促します。また、地方開発等に対する知的協力を重視します。

フィリピン

フィリピンは、貧困削減を目標とし、持続的成長と地域間格差是正に取り組んでいます。これを踏まえ、成長の制約要因となっている運輸部門等の経済インフラ不備の解消、防災を含む環境保全対策への支援、農業・農村開発などに代表される貧困削減・格差是正策を重点分野とします。また、人材育成への支援も重視します。こうした支援にあたっては、ニーズの精緻な把握に努め、現地事情に精通した地元 NGO との連携を推進します。また、地方分権の推進など、新たな制度づくりに対する知的協力を重視します。

ベトナム

ベトナムは 1986 年のドイモイ（刷新）政策採択以降、市場経済化を積極的に推進し、着実な経済成長を遂げています。一方、アセアン諸国の中で最貧国の 1 つであり、持続的な経済成長を達成するためには、経済構造改革の進展と経済インフラの整備が重要となっています。このため、市場経済化促進のための経済構造改革、電力・運輸・通信などの経済インフラ整備、貧困対策を重点分野とするとともに、環境保全対策や人材育成への支援も重視します。特に市場経済化促進に係る制度改善の分野においては知的協力を重視します。

マレーシア

マレーシアは、中進国と位置付けられていますが、持続的な発展を続けるためには、急速な経済成長に伴って生じた歪みの是正に十分対応していく必要があります。本行は、そのような課題に対し、環境改善、貧困撲滅と所得間格差是正、及び、これらに資する人材育成、中小企業育成を重点分野とします。こうした支援にあたっては、事業の環境・社会への影響についての配慮、利害関係者との対話等をマレーシア政府や事業実施機関に促します。また、人材育成等に対する知的協力を重視します。

モンゴル

モンゴルは 1990 年に民主化、市場経済化への道を歩み始めましたが、国内経済は依然として困難な状況にあり、市場経済化を成功に導くためには克服すべき多くの課題を抱えています。こうした中、債務水準や債務負担能力に十分留意しながら、産業振興に不可欠な電力や運輸等の経済インフラの整備を重点分野とします。また、市場経済移行のための人材育成に配慮した支援、経済構造改革や貧困削減への効果の高い支援に取り組みます。なお、セクター改革に対する知的協力を重視します。

（ 2 ） 南西アジア地域

5 億人を超える世界最大の貧困人口を抱える同地域の貧困問題への対応を重点とし、貧困削減、人材育成を重視します。同地域では、人口増加、貧困を原因とした森林破壊、水資源の不足、生活環境の悪化が進行しており、森林保全や居住環境改善への協力を強化・

拡充します。また、同地域に対する我が国からの直接投資は、増加傾向にあるものの依然低い水準にとどまっており、各国の経済インフラ、投資環境の整備に努めます。なお、円借款という日本からの支援がより明確なものとなるように政策面での知的協力を重視します。

インド

今も人口の約3分の1が貧困状態にあることを踏まえ、第10次5カ年計画の主要目標である貧困削減を重点とします。具体的には、依然として絶対的に不足している電力・運輸などの経済インフラ、貧困層が裨益する地方開発、特に都市部で劣化が顕著な環境・衛生の状況に対する環境改善を重点分野とします。これらの支援の効果を一層高めるため、政策面での知的協力にも努めるとともに、人材育成・保健分野への支援にも、積極的に取り組みます。なお、支援にあたっては、貧困の地域的分布に留意しつつ、州の経済・社会改革に対する取り組み、支援効果の分かり易さ等を考慮して、効果のある支援を目指します。

パキスタン

パキスタンにおける社会的サービスへのアクセスは他の途上国に比べて遅れています。また、1990年代後半よりの低成長に加え、近隣国の紛争の影響を受け、深刻な経済・債務状況にあります。従って、組織・制度の効率化、住民参加にも十分配慮しつつ、貧困層の多い農村・地方都市の社会的・経済的サービスへのアクセス向上を重点に、既往案件の一層の効果発現のための支援を中心に支援を実施します。また、今後の支援については、同国の債務水準及び債務負担能力に十分留意しつつ慎重に検討していきます。

バングラデシュ

バングラデシュにとって最大の課題は貧困の削減です。従って、経済インフラの整備、主要産業である農業生産向上のための農業・農村開発支援、貧困層への支援を重点分野とします。その際、同国の債務水準及び債務負担能力に十分留意しつつ検討するとともに、政策の企画・実施能力の向上や政府部門の組織強化、NGOとの連携強化を図っていきます。電力等、一層の改革が必要な重要セクターにおいては、国際機関等と連携しながら知的協力を重視します。

スリランカ

経済自由化・開放化の下、依然、多くの貧困層が存在するとともに、電力、運輸等の経済インフラの整備の遅れや民族紛争等による民間投資の低迷が問題となっています。本行は、経済インフラ整備、産業育成、貧困層への支援を重点分野とします。また、社会開発事業を重視します。これら支援に当たっては、政府部門の組織強化やNGOとの連携強化、住民参加の促進等を図り、社会開発的側面にも配慮し

ます。さらに、電力や運輸等一層の改革が必要な重要セクターにおいては、国際機関等と連携した知的協力を重視します。

(3) 中央アジア地域

同地域はカスピ海周辺を中心に豊富な天然資源を有していますが、各国とも国家として経済的基盤が十分に整っていません。同地域の安定と発展はその資源の国際市場への安定供給のためにも重要であり、我が国政府もシルクロード外交を掲げて同地域との関係強化を図っています。これらを踏まえ、債務負担能力に十分留意しながら本地域の市場経済への円滑な移行のための人材育成、大市場から遠隔の内陸地域の新独立国として特に重要な運輸・通信等の経済インフラ整備を重点分野とします。また他の開発機関と協調して、市場経済への円滑な移行を促進するための開発政策等に対する知的協力を重視します。

その他の地域に対しても、経済その他の面で相互依存関係が世界的拡がりや深化を見せていること等を踏まえ、地域・国別方針に従って支援を行うこととします。

(4) 中近東地域

わが国は原油輸入を同地域の産油国に大きく依存しており、産油国に隣接した国々を含めた同地域全体の安定はわが国にとって極めて重要な課題です。同地域の多くの国々では、若年層を中心とした高失業率、所得格差の拡大といった問題を抱え、各国政府は雇用確保により民生の安定に取り組んでいます。このような状況を踏まえて、経済インフラとともに、社会的弱者支援や地方開発を重点分野とします。また、慢性的な水不足を緩和するため、上水道の整備や水資源開発などの社会インフラ、環境保全に対する支援を重視します。

(5) アフリカ地域

貧困、紛争、感染症といった問題に直面するサブサハラ・アフリカでは、良い統治と経済的自立を大きな柱とし、再生をめざす動きが始まっています。こうした中、同地域の経済の安定と発展のために、健全な経済運営や貧困削減への取り組みが効果的に行われ債務償還能力を十分確保していると判断される国に対し、支援の可能性を検討していきます。また、開発途上国のオーナーシップの下で各援助機関が協調しつつ支援している貧困削減戦略ペーパーの策定や、公共財政管理の強化等に本行としても他の援助機関と協調しつつ取り組むこととします。

地中海南岸の半乾燥地域に位置するマグレブ諸国にとっては、水供給及び農業生産の安定化、産業育成や雇用の確保が共通課題となっています。本行としては、給水、道路、電化、情報・通信等の経済インフラ整備及び職業教育の充実等の人材育成を重点分野としていきます。

モロッコ

降水量が経済活動に大きく影響することから、水資源確保・活用、また、地方における貧困削減が課題となっています。また、EUとの自由貿易ゾーン設立をにらんだ産業全般の競争力強化が重要です。従って、水資源開発・管理のためのインフラ整備に加え、貧困削減の効果の高い地方部での電化、給水、道路、通信等の整備、及び、産業・人材育成を目的とした技術研究所整備、また、都市部での環境汚染への対応を重点分野とします。また、水資源の有効活用に対する知的協力を重視します。

チュニジア

チュニジアにおいても、降水量が経済活動に大きく影響することから、水資源確保・活用のための水資源開発・管理が重要です。また、EUとの自由貿易ゾーン設立をにらんだ産業全般の競争力強化が重要です。従って、水供給、運輸等のインフラ整備に加え、産業・人材育成を目的とした技術研究所整備、また、都市部での環境汚染への対応を重点分野とします。また、水資源の有効活用に対する知的協力を重視します。

(6) 中南米地域

同地域では、アマゾン等での貴重な生態系破壊、都市化に伴う大都市圏の大気汚染・水質汚濁・スラム化などが深刻化しており、環境保全のための事業を重点分野とします。また、国内における地域間の経済格差や所得格差が大きく、所得・地域間格差是正のための経済インフラ整備、人材育成や衛生等の社会セクター、貧困対策への支援を重視します。その際には、各国固有のニーズや実情、地域経済統合の動向、重債務国の債務負担能力、並びに、国際金融市場の動きが与える同地域への影響等を十分考慮します。

実施にあたっては、インフラ部門の民活動向に留意しつつ、より効率的・効果的な支援に向け、世界銀行・IDB等の国際機関、二国間援助機関、NGO等とも連携・調整を図ります。

ペルー

ペルーでは貧困問題が克服すべき課題として存在しています。他方、1997年から98年のエル・ニーニョ現象に起因する災害等のため、経済成長が鈍化しており、経済・財政再建に積極的に取り組んでいます。同国への支援については、同国が最優先課題とする貧困削減の効果が高い、経済インフラ整備、及び人材育成、保健・衛生等を重視し、我が国とともに同国の主要援助機関となっている世界銀行やIDBとも十分な調整・連携を図り、既往案件の進捗状況等のモニタリングなどを含めて対応を進めていきます。同時に、こうした分野における政策、制度改善、組織能力強化等の知的協力も重視します。

(7) 欧州地域（中東欧地域）

同地域の国々の更なる市場経済移行を支援するために、経済インフラ、環境案件を重点分野とします。その際、市場経済への円滑な移行を促すための政策・制度改善、組織

力強化等の知的協力にも努めます。これらの支援は、特に、世界銀行、欧州復興開発銀行（E B R D）等の国際機関やEU等との連携を密にし、インフラ部門の民活動向に留意しつつ実施します。また、紛争の影響を受けた地域については、国際的な枠組みに基づき復興支援を重視します。

4．業務運営に当たって配慮すべき事項

今後の業務運営に当たっては、特に、以下の事項に配慮します。

（1）各国の多様な状況と開発ニーズの適切な把握

円借款業務においては、開発途上国政府との政策対話や、マクロ経済調査、セクター調査、開発途上国の人々との直接の対話等を行っています。開発途上国側の開発ニーズが多様化する中、これらの活動を一層充実させることを通じて、国毎に経済社会の状況をきめ細かく把握し、それに基づいて各国の開発のニーズと開発への制約要因を適切に把握することに努めます。

（2）適切な環境配慮・社会配慮

開発途上国が持続可能な経済・社会の発展を実現するためには、環境配慮・社会配慮を図ることが必要です。このような観点から、国際協力銀行では環境ガイドラインを策定しており、これに基づき、全ての案件について環境審査を行っています。今後とも、自然環境や住民移転などの社会面への影響を厳格に審査するとともに、環境・社会面の影響が認められる事業については、開発途上国の政府に対し適切な措置を求めつつ、実施を検討していきます。

また、案件形成・選択、事業の実施、評価にあたっては、意思決定の過程に地域住民等の参加を促進するとともに、地域住民やN G Oの意見に耳を傾け、環境に十分配慮し、地域の社会経済状況を適切に把握した上で実施すること、及び、貧困層、女性、少数民族などの社会的弱者への配慮の一層の充実に努めます。さらに、受益者が特定の集団に偏ることなどによって生じる紛争の回避などの予防への配慮も行います。このため、円借款業務において、開発事業を支援する際の社会配慮の指針を整備します。

（3）債務状況への配慮

円借款の供与にあたっては、従来以上に、当該国の債務負担能力に十分配慮します。そのため、マクロ経済調査等の充実により、当該国のマクロ経済及び政策等の妥当性、債務負担能力に関する審査の充実に努めるとともに、開発途上国政府に対してセミナー・研修

を実施するなど債務管理能力の向上のための支援を実施します。

なお、債務負担増に基づく債務削減については、債務削減国に対する信用低下をもたらす民間投資の減少を招くおそれがあるなど、必ずしも中長期的な開発においてプラスにならない場合もあることから、債務削減要請に対しては、各国の事情を的確に把握し、それに適切に対応することが望ましいと考えます。

(4) 政策改善・運営能力強化等への知的協力の充実

円借款等による開発支援をより効果的なものとし、持続可能な開発を実現するためには、開発途上国政府が効果的な政策を立案するとともに、それまでの制度等の改革案を策定し、これを適切に執行することが不可欠です。このため、円借款業務においては、有償資金協力促進調査 (S A F) や開発政策事業支援調査 (S A D E P) の活用を積極化すること等により、また、G D N (世界開発ネットワーク) のような内外の援助機関や研究機関との緊密な知的交流を通じて、適切な開発政策と分野別戦略の立案、制度改革、公共財政管理、案件形成や選択、事業の効果を持続的なものとするための運営・管理システム等に関する助言や提言を強化し、あらゆる段階で知的協力の充実・強化を目指します。

(5) 我が国の知見・ノウハウを活用した支援の重視

急速に欧米諸国の経済水準に追いつき、更には、かつて国内の深刻な公害問題を克服するなどの経験を持つ我が国は、経済・産業政策、環境政策、教育制度等において豊富な知見・ノウハウ及び高度な技術を身につけてきました。国際協力銀行においても、これまでの自らの業務を通じて、また、内外の援助機関や研究機関との緊密な知的交流を通じて、開発問題に関する豊富な経験・ノウハウを蓄積しています。

今後は、上記のような我が国の豊富な知見・ノウハウ・技術と、国際協力銀行において蓄積してきた経験・ノウハウを積極的に活用しつつ、知的協力を努めていきます。

(6) 情報公開の促進

業務の透明性を高め、公的機関としての説明責任を果たすため、一層幅の広い範囲にわたる情報をホームページ等を通じて積極的に公開します。具体的には、既に掲載されている事業事前評価表、事後評価報告書に加え、円借款の実施の際に作成される資料や調査レポートなどについても、順次ホームページ等で公開するよう努めます。

また、国民からの情報開示請求に対しては迅速に対応します。

(7) 国民参加の業務運営

円借款業務においては、従来から、いくつかの案件で我が国の N G O や市民社会が参加

し、円借款事業の支援を行っています。今後は、更に、方針や指針策定の際のパブリック・コメント募集、個別事業の案件形成・実施段階のモニタリングにおける地方自治体やN G Oとの連携、有識者による評価など、広い業務範囲で、幅広い国民の意見や知見を業務に反映する体制づくりに努めます。

また、平成 13 年度から始まることになったN G O等の団体に調査を依頼する「提案型案件形成調査」を活用し、円借款事業の案件形成に、一般の国民の知見・アイデアを積極的に取り入れるよう努めます。環境配慮の面においても、新環境ガイドライン（「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」）の下、事業への融資を決定する前に環境関連の情報を公開するとともに、積極的にN G O等の市民社会からの意見を反映させることにより、国民参加を促進します。また若年層から熟年層まで、最近の円借款や開発の現場への関心が高まっていますが、こうした開発に興味のある方々を一般の国民の中から募集し、円借款業務の現場を経験してもらうような制度づくりを検討するなど、より積極的に国民参加の促進に努めます。

（ 8 ） 広報の強化

円借款業務に対する我が国国民の理解と支持を得るため、マスメディアを通じた情報提供、国際協力に関するシンポジウムなど各種広報企画の実施、小・中・高等学校や大学と連携した開発教育に対する取り組みなど様々なチャンネルを通じた国内広報に努めます。国内広報を効率的に行うため、他の援助機関、地方自治体、N G O等との連携を促進するとともに、我が国国民からの意見を一層取り入れ、適確な情報発信が行われるよう努力していきます。

同時に、円借款を通じた二国間の友好関係を促進するためには、借入国の国民からも理解を得ることが重要であることから、借入国政府及び実施機関の協力を得つつ、現地広報の強化も積極的に行っていきます。

（ 9 ） 開発パートナーシップの重視

< N G O及び地域社会とのパートナーシップ >

開発事業の効果的かつ円滑な実施には、開発途上国の地域社会の状況及び地域住民のニーズを的確に把握し、これに対してきめ細かく対応することが重要です。このため、地域住民及び現場における経験や知見を持っているN G OやC B O (Community Based Organization：地域社会に根ざした住民組織)などの市民社会と協力・連携することが効果的であり、今後はこうした連携を一層強化します。

< 我が国地方自治体とのパートナーシップ >

農村開発、保健、環境等の行政サービス機能が地方政府に移管されるなど、開発途上国

において地方分権化が進んでいます。こうした地方分権化の流れの中で、円借款をより効果的に実施するため、開発途上国との国際協力を深めている我が国地方自治体との連携を強化します。こうした連携を通じて、都市基盤整備、公害対策、行政サービス等に関して日本の地方自治体が有する豊富な経験と知見の積極的な活用に努めます。

< 我が国民間部門とのパートナーシップ >

開発事業を効果的に支援するために有効な我が国民間部門の知見・ノウハウ・技術の把握に努め、こうした知見・ノウハウ・技術を活用することができる分野での案件形成等に努めます。また、新設される「本邦技術活用条件」制度や有償資金協力促進調査(SAF)等を通じ、案件形成、施行監理、運営維持管理、既存設備の修復の各段階において、我が国民間部門が有する優れた知見・ノウハウ・技術の開発事業等への活用を図ることとします。

< 我が国の他の援助形態との一体となった支援 >

技術協力や無償資金協力等我が国のほかの援助形態との間では、円借款事業を対象として実施される国際協力事業団による詳細設計(連携D/D)の実施や、円借款により実施済み案件の修復・改善事業への支援(リハビリ無償)等における無償資金協力との連携、開発調査・研修・専門家派遣との組み合わせなど、これまで十分な連携の実績を上げています。今後は更に、我が国のこれらの援助形態との連携を一層強化し、我が国として一体となった支援を実施します。

< 他の二国間援助機関や国際機関とのパートナーシップ >

他の二国間援助機関や、世界銀行、アジア開発銀行といった国際機関等との間で、連携を従来から積極的に行ってきました。援助協調が進展する中、今後は、これまでのような定期協議会や協調融資による連携に加え、世界銀行等が援助機関のとりまとめ役として進めている各開発途上国の開発戦略や支援計画を策定するための国際的枠組み、地球規模問題に関する国際会議などに積極的に参加し、また主催するなど、知的連携を積極的に推進し、本行が開発分野で蓄積してきた経験・知見を国際社会に対して、情報発信することに努めます。

(10) 評価の充実と事業の不断の見直し

円借款業務の効果的かつ効率的な実施を図るとともに、国民に対する十分な説明責任を果たすため、これからは、全ての新規事業について事前から事後までの一貫した評価体系の確立を目指します。

事業の事前評価については、既に平成13年度より全ての円借款事業を対象に「事業事前評価表」を公表しています。

事業の実施中については、開発途上国政府及び実施機関等との対話や、事業の現場視察

をより積極的に行うとともに、事業実施段階で生じた問題の解決に向けて有償資金協力促進調査（SAF）等を一層活用し、実施機関を積極的に支援すること等により、案件監理の充実を図ります。一方、事業を取り巻く状況や事業の必要性に変化が生じる場合には、事業の開始後であっても、従来よりもさらに厳しく実施の再検討を行うなど、事業の不断の見直しを行います。

事後評価については、今後は、全案件について実施することを目指すこととします。評価結果から得られる経験・教訓については、業務へのフィードバックを徹底するため国際協力銀行内にフィードバック委員会を設置するなど体制強化を図ります。また、国際協力銀行内外でセミナーを開催するなど、開発途上国を含め従来以上に経験・教訓を幅広く共有することに努め、今後の開発援助へのフィードバックを充実させます。

評価の実施にあたっては、透明性・客観性を高めるため、第三者評価の一層の拡充と事業評価の定量的指標の開発に努めるとともに、多面的な評価を図るべく、開発途上国の研究機関、NGO、国際機関、学会等との合同評価の実施など連携を促進します。また、プログラムレベルの評価・テーマ別評価の拡充を図り評価の質の改善を図ります。

（１１）円借款業務の効率的かつ適正な実施

円借款業務においては、以下の措置等を通じて、その効率的な実施を図ります。

- 本海外経済協力業務実施方針に基づき業務を着実かつ計画的に実施するため、本実施方針における、分野・地域についての取組みを更に掘り下げるよう努めるとともに、業務実績を評価しその結果を業務に反映させていきます。
- 近年、世銀等の他の国際的な援助機関において、業務の現地化が進められています。国際協力銀行においても、これら機関との緊密な連携と協調を確保するため、また、現地のニーズを適確に把握し現地の問題に迅速かつ効果的に対処するため、駐在員事務所への権限委譲等、駐在員事務所の役割の強化を更に進めます。
- 政府と緊密に調整した計画的な業務の遂行に努めるとともに、有償資金協力促進調査（SAF）等の一層の活用、綿密な事業の進捗監理を通じて、要請から審査、承諾、調達、完成、評価に至るまで、事業の各段階で迅速な実施を図ります。
- 本行内部の限られた人員の有効活用の観点から事務の外部委託を進めます。

また、業務の実施にあたっては、法令、規程及びガイドラインを厳守し、円借款事業等における不正行為等に対しては断固たる措置をとることを含め、実施の適正を確保します。

（１２）財務リスク管理の強化

円借款業務においては、財務の健全性及び効率性の確保のために適切なリスク管理に努めています。従来から、信用リスクへの対応として、借入国に関する信用力等の評価を通

じて融資を決定する個別与信管理を行っています。また、将来の資産・負債構造と損益状況を把握するとともに、円借款の資金調達にあたって財政融資資金借入に加えて一般会計予算から出資金を受け入れることにより、金利リスクを吸収しています。

今後とも、国民負担の増加を抑制する観点から、これらのリスク管理とともに、資金調達コストの変化に応じて機動的に金利改訂を行うこと等を通じ、適切な損益水準の確保に努めます。

14.平成 15 年度国際協力銀行海外経済協力業務運営協議会議事概要

第 1 回国際協力銀行海外経済協力業務運営協議会議事概要

1. 日 時：平成 15 年 11 月 11 日（火）12:30～13:45

2. 出席者：

（委員）外務事務次官 竹内行夫、総務事務次官 西村正紀、財務事務次官 林正和、文部科学事務次官 御手洗康、環境事務次官 炭谷茂、内閣府官房審議官 浜野潤（代理出席）、厚生労働省大臣官房国際課長 村木太郎（代理出席）、農林水産省大臣官房総括審議官 村上秀徳（代理出席）、経済産業省貿易経済協力局長 鈴木隆史（代理出席）、国土交通省総合政策局長 澤井英一（代理出席）

（外務省）経済協力局審議官 兒玉和夫、経済協力局有償資金協力課長 石兼公博（国際協力銀行）総裁 篠沢恭助、副総裁 田波耕治、副総裁 神信一、理事 古屋昭彦、理事 岩下正、理事 岡本巖、理事 丹呉圭一、開発金融研究所長 橋田正造、総務部長 角谷講治、開発業務部長 荒川博人

3. 議事次第：（1）開会・会長挨拶

（2）国際協力銀行総裁挨拶

（3）年次報告書 2003、円借款活動レポート 2003 について

（4）最近の円借款承諾状況、平成 16 年度予算、環境ガイドラインの実施について

4. 審議経過

（1）海外経済協力業務運営協議会会長の竹内外務事務次官から開会の挨拶（概要下記）があり、委員の紹介（新任者、代理出席者のみ）が行われた。

- ・本年 8 月に、ODA 大綱が 11 年振りに改定された。改定のポイントは、国際社会の平和と発展を通じて、我が国の安全と繁栄の確保に資するという目的を明記した点、基本方針に人間の安全保障という視点を盛り込んだ点、重点課題として平和の構築を追加した点等である。我が国では、他の先進各国と異なり ODA 予算が縮減されている状況であるが、そのような時期にあつてこそ、新大綱に則り、ODA の戦略性、機動性、透明性、効率性を高めることで、国民の理解を得ていくことが重要である。また円借款には、開発途上国の安定と繁栄への貢献を通じて、我が国の安全と繁栄の確保に資するという面があり、それに加え今後は、紛争地域での平和の構築・定着の為に果たす役割も期待されている。

(2) 国際協力銀行篠沢総裁より国際協力銀行側出席者の紹介がなされ、挨拶が行われた。

(3) 次に、年次報告書 2003、円借款活動レポート 2003、最近の円借款承諾状況、平成 16 年度予算、環境ガイドラインの実施について国際協力銀行から説明がなされた。

(4) 上記を受け、出席各委員から発言があり、その主なものは以下の通り。

- ・ ODA に対する国民の視線を反映した、予算縮減という厳しい環境は、今後も継続していくと思われるが、こうした中で援助の戦略化・重点化を行い ODA の効率性を高めて、我が国の責務を果たしていくことが必要。具体的には、相手国との政策協議や国際社会との連携を重視し、また価格面において適正な調達が行われるよう配慮が必要。また、新環境ガイドラインに基づく異議申立制度は先進的な制度と評価しており、他の O E C D 諸国に同様の措置を求めていくことが重要である。
- ・ 被援助国のニーズの変化を踏まえて、円借款対象分野、制度の柔軟化を図ること、具体的には人材育成や I T 関連等ソフト分野への円借款供与を検討していくことが必要である。また、国民各層の ODA への理解と支持を得る為にも、未だ実績が限定的な本邦技術活用条件円借款について、相手国の理解の浸透、優良案件発掘に向けて努力いただきたい。
- ・ アジアブロードバンド計画の着実な推進にむけ、現在関係国と協議を行っているところであり、今後も国際協力銀行と連携しつつ、開発途上国のデジタルディバイドの解消を通じた国家開発に貢献していきたい。
- ・ 従来留学生受け入れが中心だった大学の国際協力を、より積極的に推進するべく、開発課題に関する啓蒙やコンサルティング等を行うサポートセンターを設置し、大学と国際援助機関の協力の深化を期待しているところであり、教育支援案件の増加に向けて、大学等が有償資金協力を積極的に関与できる機会をより広げていただきたい。
- ・ 経済財政諮問会議の決定を踏まえ、引き続き海外経済協力業務実施方針に沿って業務を効率化し、また被援助国のマクロ経済への影響等のマクロ的視点に立った円借款の実施をお願いしたい。また、海外経済協力業務実施方針における男女共同参画の位置付けを高めていただき、個別プロジェクトの計画・実施・評価の際もこの視点に配慮されるよう、体制を強化していただきたい。
- ・ 保健衛生、上水道、人材養成等は、開発途上国の貧困削減や持続的成長の基盤をなす分野であり、連携をとりつつ積極的な協力を進めていただきたい。
- ・ 新環境ガイドライン及び異議申立手続は先進的なものであると評価して

おり、今後はガイドラインの運用を適切に行って頂きたい。また金利面での優遇等を背景に、環境案件の承諾実績が上がってきているが、引き続き温暖化対策等を始めとした環境案件に積極的に取り組んでいただきたい。

- ・ 農業、食料分野は経済発展の基礎となる分野であり、砂漠化防止や熱帯林の保存等の新しい視点に留意しつつ引き続き重点的に取り上げていただきたい。また国内政策との連携という観点から、W T OやF T A交渉等で関係国の理解を得ていくという面で、ODA の戦略的活用を検討していく必要がある。また、援助にあたっては引き続きブーメラン効果に留意する必要がある。アジア地域の国については、経済発展の度合いに応じた援助の意義につき十分な議論が必要である。
- ・ 政策立案段階で相手国との政策協議を強化すること、また案件形成段階から関係府省・実施機関間で連携を強化することが重要である。また、環境ガイドラインの運用にあたっては、国内の公共事業実施を通じて得た環境影響評価にかかるノウハウを活用いただきたい。また本邦技術活用条件円借款の相手国への広報、定着に関して尽力いただきたい。

以 上